

## 岩手県農業経営相談所事業実施要綱

### (目的)

第1 本事業は、農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の多様な経営課題にスピード感をもって対応していくため、関係機関と連携して農業経営に関する相談体制を整備し、経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導による個別経営支援の取組等を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承等の促進を目的とする。

### (事業内容)

第2 岩手県農業経営相談所（以下「相談所」という。）は、次の事業を行うものとする。

#### 1 重点指導農業者の選定

相談所は、経営戦略会議を開催し、経営診断及び伴走型支援の実施対象者となる農業者（就農希望者を含む。）（以下「重点指導農業者」という。）を選定するものとする。

重点指導農業者の候補者（以下「候補者」という。）の選定は、次により行うものとする。

(1) 現地支援チームは、担い手等の経営課題の解決をはかるアドバイスやフォローアップ等の伴走型支援を実践するため、以下により、市町村ごとに重点指導農業者の候補者を選定する。

ア 現地支援チームは、専門家の支援を受けようとする担い手等から相談所内で指導に必要な情報等を共有することの了承を得て、候補者を選定して、別紙様式第3号「相談カルテ」を作成し、別紙様式第1号により相談所に報告する。

イ 相談所は、経営戦略会議を開催して、重点指導農業者を決定する。

ウ 相談所は、重点指導農業者を決定した時は、別紙様式第2号により遅滞なく対象となった担い手等に通知する。

#### 2 経営状況の診断

相談所は、重点指導農業者の経営状況を把握するため、専門家等による経営診断を実施するものとする

#### 3 経営戦略の策定

相談所は、重点指導農業者からの経営相談の内容、経営診断の結果等に応じた重点指導農業者ごとの経営戦略（重点指導農業者において達成すべき定量目標の設定及びその達成を図るための支援工程を定めたものをいう。以下同じ。）を策定するための経営戦略会議を開催するものとする。

経営戦略会議は、事業事務の重要な役割を果たすものとし、経営戦略会議での審議、決定等に基づかない活動は、本事業の対象にはならないものとする。

#### 4 現地支援チームの編成及びP D C Aサイクルによる伴走型支援の実施

相談所は、重点指導農業者が経営戦略に掲げた目標達成のため、相談所の現地支援チームが法人化に必要な指導、助言等を行う際に支援チームを編成し、税理士や社会保険労務士等の専門家を派遣し伴走型支援を実施するものとする。

#### 5 伴走支援の効果測定等

相談所は、伴走型支援を完了した重点指導農業者に対し、伴走型支援を完了した年度及びその翌年度における目標達成状況等に係る調査を行い、経営戦略の策定や支援チームの編成等に反映させる等、適切な実施のためにその活用に努める。

#### 6 相談事業の実施

- (1) 担い手等のライフサイクルに応じた様々な経営課題（農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大、人材確保、資金調達など）に対応する経営セミナー及び相談会等を開催する。
- (2) 就農希望者の円滑な就農及び雇用就農者の定着を促進するために、これらの者が必要とする情報の収集及びその提供、雇用就農希望者と農業法人等とのマッチングに向けた各種相談への対応並びに雇用就農者の定着に向けた各種相談会等を開催する。
- (3) 農業経営相談所は、相談事業における各種相談会、研修会等に参加し、又は相談を行った農業経営者等に係る情報を相談シート（別紙様式第6号）に記録し、相談カルテと併せて経営戦略会議の構成員に適宜共有するとともに、適切に管理するものとする。
- (4) 就農相談事業の実施に当たっては、全国新規就農相談センターとの情報共有及び連携した取組に努めるものとする。

#### 7 農業経営法人化支援事業による補助金の交付

集落営農または複数経営の法人化、法人同士の統合等による新たな法人の立ち上げなどの農業経営を法人化する取り組みに対して補助金を交付する。

#### 8 その他の活動内容等

- (1) 気象災害等により農業経営に影響を受けた農業経営者に対する営農継続、営農再開等に向けた相談対応等を行う。
- (2) 農業経営者等に対する広報を目的としたパンフレット、ポスター、ホームページ、SNS等を活用した本事業の取組概要、支援実績等の情報発信を行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により農業経営に影響を受け、又は受けるおそれがある農業経営者に対する経営継続等に向けた相談対応等を行う。

（経費の負担）

第3 専門家の派遣に要する経費は、予算の範囲内で相談所が負担する。

（その他）

第4 その他、本事業の実施に必要な事項は相談所長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 19 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 16 日から施行する。

この要綱は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和元年 11 月 13 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

(別記1)

## 農業経営法人化支援事業

### 第1 趣旨

地域において将来にわたって農地を維持管理できるよう、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する特定農業法人の設立に加え、集落営農法人の広域合併、集落営農によるその営農活動をサポートする法人連合体の立ち上げ、農地の保全を担う組織と農業生産を担う組織との分社化等、各地での新たな動きを支援します。

### 第2 交付対象者が備えるべき要件

交付対象者は、次の1から3までを全て満たした組織経営体とする。

- 1 経営改善を支援する取り組みによる経営相談・診断を踏まえて設立された法人であること。
- 2 構成員が複数戸であること。
- 3 次のいずれかに該当すること。
  - (1) 複数戸により設立された法人または法人同士により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている、または地域から雇用していること。
  - (2) 集落等を単位とした農作業受託組織を基礎として設立され、又は今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれる法人であること。
  - (3) 複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人であること。

### 第3 経営相談・診断の取組

相談所は、相談所の事業等による経営相談・診断によって、法人化に当たっての課題を明らかにしたうえで、経営課題の解決に向けた経営戦略を作成し、その進捗状況を記録・管理する。

### 第4 法人化後の伴走型支援

相談所は、法人化後の経営課題に対応するため、交付対象者を重点指導農業者に位置付け、伴走型支援を実施する。

### 第5 交付手続

- 1 交付対象者は、別紙様式第4号に定める「農業経営法人化支援事業補助金交付申請書(法人化)」を作成し、登記事項証明書を添付して現地支援チームを経由して相談所に提出する。
- 2 相談所は、交付対象者から提出のあった交付申請書および添付書類の内容を確認し、第1に定める要件を満たす場合は、交付決定を行い、交付対象者に対し、別紙様式第5号に定める「農業経営法人化支援事業補助金交付決定通知書」により通知し、補助金を交付する。
- 3 事業実施主体は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱の第3の3のアからシまでに掲げる地域において設立された法人であって、同要綱の第2に規定する振興計画において支援対象とされている交付対象者に対しては、優先的に補助金を交付するものとする。
- 4 相談所は、事業実施年度の3月31日までに交付対象者に補助金を交付する。